

第1209回 高知市教育委員会 9月定例会 議事録

1 開催日 平成30年9月27日（木）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第58号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

日程第3 市教委第59号 高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第60号 高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第61号 高知市筆山文化会館運営委員会委員の委嘱について

報告 ○第465回高知市議会定例会に提案した平成29年度決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分の報告及び議案の審議状況
○高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次評価案について
○平成30年9月市議会個人質問概要について（教育委員会関係）
○免震装置問題によるオーテピア開館時期遅延に係る費用請求について
○オーテピア入館者数について

4 出席者

(1) 教育委員会	2 番委員（教育長職務代理者）	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	図書館・科学館担当理事	貞 廣 岳 士
	教育政策課長	和 田 典 子
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課学力向上指導監	岡 本 伸 浩
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	池 上 哲 夫
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	学校教育課人事班長	田 邊 裕 貴
	教育環境支援課長補佐	谷 浩 子
	教育研究所特別支援教育班長	寺 尾 恵理佳

教育政策課総務担当係長
教育政策課主任

神 岡 純 子
北 岡 美 樹

第1209回 高知市教育委員会 9月定例会 議事録

1 平成30年9月27日（木） 午後3時00分～午後5時22分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時00分

谷教育長職務代理者

ただいまから、第1209回高知市教育委員会9月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、森田委員、お願いいたします。

森田委員

はい。

谷教育長職務代理者

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第58号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第58号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

まず、1ページ目として「平成31年4月1日付け高知市立学校教職員人事異動内申方針案」をお示ししてあります。この案の変更点につきまして、この後、随時説明をさせていただきます。

それでは、資料の2ページをご覧ください。県教委の方針になりますが右側が平成30年度、左側が31年度の方針を記載した新旧対照表です。この中で変更、追記、削除等があった部分を網掛けとアンダーラインで示しております。なお、番号を打っていますが①～⑥の6点について、県の方では変更があったということになります。

県の人事異動方針は冒頭に書いてありますとおり、「第2期高知県教育振興基本計画の基本理念のもと」を前提としております。配布しております資料「第2期高知県教育振興基本計画第2次改訂のポイント 平成30年度の主な取組」をご覧ください。改訂のポイント6点について説明しています。また、基本理念もページをめくっていただいた左側にありますので、ご参考にしていただけたらと思います。

では、先ほどの新旧対照表で6点につきまして説明申し上げます。

まず1点目の①ですが、「教育振興を図るため」という文言が新たに入ってきます。この「教育振興を図る」という文言について県教委へ問い合わせたところ、高等学校課の方で高等学校の再編計画等が今後入ってくるが、再編だけで終わることはなく、その次の教育振興にも至るということから文言を追記しているということです。それに伴い、②の「連携・協働等」は、地域との連携・協働のみでなく、これからはICTを活用した遠隔地との連携等も入ってくるため、県教委としてはここに「等」を追記したということです。この変更については、高知市の今回の変更点と直接関係してはおりません。

次に、③の平仮名で「もち」とありますが、(2)と(3)の平仮名というのは今年度までは漢字表記でした。ただ、文章の意味合いからも一般的には平仮名で表記するものであるということの見解があり、今回変更されております。

続いて④、高知市の人事異動方針にも反映する部分になりますが、「管理職としての自覚をもち、服務管理及び非違行為の根絶に向けて指導を徹底できること。」という文言の追記でございます。

平成28年度から続発しております教職員の不祥事、又は本年4月にもございました管理職の横領事案、体罰及び個人情報の紛失であるなど、様々な服務管理及び非違行為があるということについての危機感から県教委の方針に文言が追加されましたので、市も準じる考えを持っているところで。その後、また提案させていただきます。

それから⑤ですが、「業務改善」という言葉から「働き方改革」という文言への変更です。これも市としても準じるような形になります。広く一般に「働き方改革」という言葉が使用されるようになり、本市におきましても、働き方改革プランということで、業務改善のみならず中学校の部活動の在り方や出退勤の在り方であったりと、様々な広い意味で捉えるとして「働き方改革」という言葉に変更されております。

最後に⑥、「知事部局との交流」という言葉がありますが、県にとりましたら、中央児童相談所、希望が丘学園及びスポーツ課というのが新設されたということもあって、そういうところで知事部局との人事異動の交流という文言です。これは市として範囲になる部分ではございません。

県の平成31年度異動方針に基づきまして、3ページ目が本市の今回提案させていただく内容となります。新旧対照表ですが、左側が平成31年度4月1日付けの高知市立学校教職員人事異動内申方針、右側が本年度の内申方針となっています。変更する箇所には網掛けとアンダーラインをしていますが、①働き方改革、これが先ほどの県に準じたものです。それから②、先ほど県の方針で1項目追加した部分ですが、服務管理及び非違行為の根絶に向けて指導を徹底できる人材というこの2点につきまして、来年度の異動内申方針の修正案とさせていただきたいと思っております。

それらを全て反映したものが1ページの「平成31年度4月1日付け高知市立学校教職員人事異動内申方針」案となります。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

谷教育長職務代理者

この件に関して、質疑等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

3ページ目の新旧対照表の(3)で「意欲を有する優秀な人材」というように今回変えている部分について、元は「姿勢を有する」だったので「姿勢」が「意欲」に置き換わったみたいに見えたのですが、そうではなくて、その下の部分を含めて「意欲」、「姿勢」とあったのを組み替えているということでしょうか。

学校教育課長

はい。

森田委員

新たに追加・修正した部分の網掛け、2ページの(3)②、ピンクの色を付けていただいている箇所ですが、「働き方改革に積極的に取り組む姿勢や」の、「姿勢や」というのはどこに係るのでしょうか。3ページ目の資料では「取り組む姿勢を有すること」となっていて、「積極的に取り組む姿勢や何々に向けて」というよりかは、「取り組む姿勢を有し何々に向けて指導できる人材を内申する」の方が良いのではないかと思います。

そういう姿勢を持つということと、非違行為根絶に向けて指導をできることを並列の能力として求めているということでしょうか。

学校教育課長

並列の意味合いを持たせたいと思っています。

谷教育長職務代理者

確かに「姿勢や」の語句がどこに係るかというのが分からないですね。修正が必要ではないでしょうか。

学校教育課長

今いただいたご意見を反映するように考えますと、「取り組む姿勢を有し、」と修正し、後は「服務管理及び」という形で続けるようにすると、今いただいたご意見の内容になるかとは思いますが、それでよろしいでしょうか。

森田委員

はい。

西森委員

少しこだわるようですが、県教委の方針を見ても、4項の(5)と(6)を見ても、「取り組む」の後で特に「姿勢」、「意欲」という言葉が使われていますが、これは意識して何か使い分けをしているのでしょうか。「意欲」というのは主観面、動機面というかそういった内心の問題であり、「姿勢」というのは客観的な問題である。一番良いのは、意欲と姿勢が両方あれば良いのですが、意欲だけで姿勢を見せないけれども、この子はやる気があるというような人もいれば、姿勢は見せているけど意欲はないというような人もいますので、このところをあえて県が使い分けてるということであれば、それはそれでやはりその意を酌んだ「姿勢」と「意欲」という言葉を使うべきだろうと思います。実は県も特に考えていなかったということでしたら、先ほど申し上げたように、意欲、姿勢というよりかは、両方とも必要だろうと思います。細かいようですが、「取り組む姿勢」、「取り組む意欲」というふうに言葉が使われているので少し気になります。高知市の書き方だと、地域との連携・協働で「意欲」という言葉を使い、働き方改革については「取り組む姿勢」という言葉を使っているの、そこに何かやはりレベルの差があるのだろうかというふうに、細かくいえば要らない勘ぐりと呼ぶ可能性もあるわけで、そのところを正確に捉えないと、人材の内申というのは的確にできない可能性もあるので、この「姿勢」と「意欲」という言葉、県がどう使い分けているのか、本市においてそれをあえて使い分ける意味が何かあるのかということを検討していただけたら良いと思います。

学校教育課長

分かりました。検討させていただきます。

谷教育長職務代理者

ご意見も踏まえ検討させていただいて、最後は事務局の方にご一任させていただきたいと思います。他によろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷教育長職務代理者

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第58号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷教育長職務代理者

ご異議なしと認めます。よって、市教委第58号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第59号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

それでは市教委第59号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。趣旨としましては、高知市立学校教職員の働き方推進委員会条例に基づき、委員を委嘱及び任命するものでございます。資料は3ページ、4ページとなります。

さて、教育委員会では平成29年度から国の「学校現場における業務改善加速事業」を受託し、学校における業務改善についての研究を進めているところでございます。そのような中、平成30年2月に学校における働き方改革に関する文部科学省からの通知がありまして、教育委員会が取り組むべき方策として、所管学校の業務改善に関して時間外の短縮に向けた業務改善方針と計画、そして削減目標等を策定することが挙げられています。

そこでこの度、教育委員会で策定する高知市立学校教職員の働き方改革に関する計画につきまして、ご意見等いただくために「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会」を設置することといたしました。本日はこの「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会」の委員の委嘱等について、ご審議いただくこととなります。

高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会条例第3条「推進委員会は、高知市教育委員会が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織する」とございまして、学識経験者、高知市立学校の児童又は生徒の保護者の代表者、学校関係者、そのほか教育委員会が必要と認める者という内容となっております。この9月市議会定例会におきまして、経済文教委員会の中でこの本条例議案につきまして幾つかご意見いただく中で、労働関係の法規等に詳しい方を委員として選任してはどうかというご意見もあったこともありまして、その意見を今回できるだけ尊重するように選任させていただいたものでございます。

それでは、4ページの名簿をご覧ください。少し詳細を申し上げます。1番の委員の方ですけれども、この方は昨年度から進めている業務改善加速事業におきまして、これまでもアドバイザーとして関わっていただいている方になります。そして2番の委員ですけれども、連合高知の会長という役職の方で、これまでも高知市の行政改革推進委員会、高知市男女共同参画推進委員会、高知市まち・ひと・しごと創生有識者会議等、多くの会議や審議会の委員を歴任されておきまして、この度の働き方改革推進委員会におきましても様々な視点や角度からご意見いただけるものじゃないかと思っております。次に3番の委員でございますが、高知市の人事課長でございまして、人事面の方から服務規程あるいは様々な規則について、ご意見いただけるものではないかと考えております。そして4番から7番の委員はいわゆる学校関係者でございまして、特に学校長、教頭といった管理職の方です。特に6番と7番の委員につきましては現在、業務改善加速事業におけるモデル校の小・中それぞれの代表の管理職といった状況でございます。8番の方が、いわゆる高知市立学校の生徒児童の保護者代表者ということになります。男性・女性の割合としましては、8名中3名が女性となりまして、女性の割合で申しますと37.5%となっております。

なお、この高知市立学校教職員の働き方改革に関する計画につきましては、本年度中に策定をしまして、平成31年度から計画に基づいた具体的な取組を進めていくこととしております。

谷教育長職務代理者

この件に関して、質疑等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

はい。質問の1点目は、この会議は、大体どの時間帯に開催される予定かということをお聞きしたいです。働き方改革なので、まさか変な時間帯ではないですよねということです。

そして私の個人的な感じ方ですが、いろいろな意味でしわ寄せがあるのは、リアルタイムの子育て世代の女性だと思います。いろいろなことに多重労働を強いられるといいますか、学校で働き、家で働きという状態になっている。この人たちの意見を代表できる人は誰なのだろうと思ったりもしていて、子育て世代ということであれば8番の方が保護者の立場ですので、そうだろうと思うの

ですが。その辺りの生の声といいますか、例えば上げ方というのも思ったりするのです。ただそういう人に会議の委員をお願いしたら、さらに忙しくなるのではないかという話もあるのですが、その辺りについてご見解をお聞かせください。

教育政策課教育企画監

まず1点目、開催の時間ですけれども、いわゆる明るいうちというふうに考えておりまして、午前中、若しくは午後といった形で日程調整をさせていただこうと思っています。夜間には開かないことを前提として開催したいと思っています。

2点目の子育て世代からのお声ということですが、実はその管理職の先生の中にもお子さんをお持ちの先生方もいますので、現場で仕事をしながら、実際家庭で子育てされている。そういった側面でのお声を聞くこともできますし、あるいは8番の委員の方も保護者ですが、私の構想の中では、例えば、市P連の総会というのが毎年6月に開かれますので、そういった場に私どもが出向いていきまして、この教育委員会の目指す働き方改革といったことの説明をさせてもらい、ご意見をいただく、そういうことも想定しております。そういった中で、もっと生の声を聞けるのではないかと思います。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

森田委員

先ほどの言葉とまた重なりますが、いろいろな声が出てきた方が良いと思います。教員の中にももちろん一人親であったり、お母さん、お父さんが帰ってくるまでずっと子供だけで待っているという人もいます。私もこの中で存じ上げている先生がたくさんいますが、管理職の先生ももちろん大事ですけれども、やはり若手についても今後、ここに入ることが必要ではないか。要するに、管理職の方と現場の方、そのワーク・ライフ・バランスがなぜ広がらないか、やはり若手の思いが上ってこないというところが一番にあるので、こういうところで対等に議論できて、現場はこういうことで困っている、こういうことをすると私たちはもっと働きやすくなるというのが、公に議論できれば。職場の中では言いにくいこともあるように思いますので。またその人選のときにも考えていただけたらと思います。

谷教育長職務代理者

このモデル校などでは、学校の若い先生の声であるとか、様々なそういうものをまとめていらっしゃると思いますので。

教育政策課教育企画監

実際、モデル校、今年から10校、小学校7校、中学校3校で進めておりまして、具体的に申しますと、先生方の勤務状況を確認するような出退勤の管理システムを導入し、そういった中で先生方の各月の勤務状況をデータとして挙げてもらう、そしてまず管理職の先生が、それぞれの先生方がどのような勤務状況なのかということを把握するといったことから始めていただいております。

後、中学校であれば部活動の休養日を設けるでありますとか、あるいは一定に1週、月1回は定時退校日といったものを設けることといったことも少しずつ動き始めております。昨年度、中学校3校でモデル校を行いました。例えば定時退校日だとか、部活動休養日を設けることによって非常にワーク・ライフ・バランスを少しとりやすくなったとか、少しリフレッシュしやすくなったということも聞いておりますので、そういった声も是非、こういう委員会を通じて各学校等の方に広げていくと考えております。

谷教育長職務代理者

よろしいでしょうか。他にはございませんでしょうか。

西森委員

人事の話からは離れてしまうと思いますが、やはり前から感じているその事務をどうやってこなすのかという話ですね。通信簿がデータ化され、恐らく先生方の学校に拘束されている時間を少しは軽減できたのではないかと、私は前向きに捉えさせていただいています。やはりどうしてもそのデータの流出とか、持ち帰ったらいけないという問題がある中で、ただ本当にそれで回っているのだろうか。そこはもしかしたら、技術など場合によればもうお金を投じることですね、ハードに。いろいろな情報のインフラの整備も含めて、何かやりようがないのかと。結局学校に長くいなければいけなくて。しかし3歳の子がおります、どうしろというのですか、ということになってくるのだと思います。やる気があり、お迎え後、自宅に帰って家で仕事をする。そこで何かしらの事故がある、あるいはデータを持ち帰ったといって叱責される、ではもう辞めましょうかという話にならざるを得ないのだろうという構図が見えなくもないので、いろいろご検討されてると思いますが、文科省にも強く働き掛けていただいて、その予算を組むなど。今は自宅にパソコンを皆持っているわけで、そこを何とか整備すればできない作業ではないと思います、自宅でも。いろいろな問題があるのは分かりますけれども、そういうことも是非、考えていただけたらと思う次第でございます。

教育政策課教育企画監

その点につきまして、例えば事務の負担軽減というところでは、めどとしては平成32年になりますが、統合型校務支援システムを導入し、いわゆる先生方がいろいろな校務処理をする際に、できるだけスムーズにスマートに行えるようなシステムづくりといったことも検討しております。ちなみに今年、小学校の通知表の電子化をさせていただきましたけれども、制作責任者は私でございまして、バージョンアップをしながらもう少し使い勝手の良いシステムを作っていこうと考えております。それと、新聞にも出たと思いますが、いわゆる教育委員会から発信される文書の量というのも一つの大きな課題となっておりますので、現在事務局では数の削減、あるいは内容の縮減といったことも含めて、少し取りまとめをさせていただいているところです。学校として何ができるか、教育委員会が何をすべきかということも見極めながら、強く現場に対して業務改善といったところを含めて検討するところです。

西森委員

はい。ありがとうございます。

谷教育長職務代理者

他にはございませんでしょうか。

野並委員

私の職種でも医師の働き方改革ということが今言われておりまして、実は現場でかなり混乱をしています。それぞれの解釈が、まだ非常に好き勝手なものですから。もちろん全体として、働き方改革についてまとめて方針を出していないのが理由ですが。教育現場ではそういうのできているのでしょうか、教えていただけないかと思います。私どもはこの秋に向けて、医師の働き方改革のいろいろな勉強会を日本医師会と中央から呼んできて、いろいろなことをやっていかないといいないところにあるのですけれども、既に教育界ではある程度の形、枠組みというのができた上でということでしょうか。教えてください。

教育政策課教育企画監

現在仮称ですけれども、働き方改革プランの大きな目標、目的としましては、やはりいわゆる業務時間の削減とともに、本来の業務である児童生徒、子供たちに向き合う時間の確保といったことが挙げられますので、それをゴールに置きながら、それに向けてどんな取組ができるのか、どういう重点目標を捉えなければならないかといったことを今現在進めております。この推進委員会の方でもそういったことを教育委員会に投げ掛けさせていただいて、審議していただくといったことに

なっていて、教育現場ではとにかく目の前の子供たちとどれだけ向き合っていけるのか、そういう時間の確保というのを目標としております。

野並委員

勉強させていただきます。

谷教育長職務代理人

他にございませんでしょうか。

森田委員

働き方改革をするときに、教職員の労働組合の方の意見などもやはり大事ではないかと。どうやって上の人に分かってもらおうかということをお話ししているのをよく聞くことがあります。組合にも聞いていただいたりして、そういう議論、お互い知恵を出し合うということが、一番ワーク・ライフ・バランスには大事かというふうに思います。

谷教育長職務代理人

ここの2番の方はそういった関係ですか。

教育政策課教育企画監

学校教育とは違いますけど、いわゆる事業所の会の連合会です。

谷教育長職務代理人

働き方改革のこの推進というのは、今、大変注目されているので、いろいろな考え方があり、各学校でも各先生方もいろいろなお考えの方がおいで、そういったところの共通認識というか、そういうことも必要ですし、意識改革も必要ではあると思います。そういったことが全てこの委員会1年間で解決できるか、2年間、2年間ですか、やはり。そういう現場の状況であるとか、そういうこともしっかり把握した上での協議、より充実した共有ができるようにというその辺りについて、委員さんもおっしゃいましたが、よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

それでは、他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第59号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

谷教育長職務代理人

ご異議なしと認めます。よって市教委第59号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第60号「高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

市教委第60号「高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」説明させていただきます。

高知市プロポーザル選定委員会条例第2条の規程に基づきまして、高知市立学校給食調理等業務を委託する業者の選定に係る審査を行うため、高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱第3条に基づき、委員の委嘱又は任命を行うものでございます。

6ページをごらんください。委員名簿がございます。今回のプロポーザルに関しましては、31年の3月、年度の終わりに契約期間が満了します学校給食調理業務の委託移行、長浜小学校、横浜新町小学校、朝倉小学校、朝倉第二小学校、これについては従来の契約が終わるということで、新しい業者を決めるものでございます。そして、秦小学校と春野東小学校につきましては、今年度から新しく、給食調理をするという形の委託を始めるものでございます。秦小学校、春野小学校については3年間の業務委託、それ以外の継続して新しくまた業者を決める学校につきましては、5年間

の継続をするという形の業務委託をするものでございます。委員の方について説明をさせていただきます。1番の岩崎通子委員につきましては、元栄養教諭で、学校の栄養教諭としての実績がございます。また、こうなん学校の給食センター等でも勤務をされているというような実績があることから選定をしたものでございます。島田郁子委員につきましては、高知県立大学健康栄養学部の講師ということで、栄養学の観点から専門的な見地で委員をしていただくということになっております。それから、豊田誠委員につきましては、高知市保健所の副所長でございまして、環境衛生基準等々の観点から専門的な見地で、委員として内容を精査していただくということになっております。それから、前田修一委員につきましては、高知市小中学校PTA連合会の会長でございまして、保護者の代表として選定に関わっていただくという形になっております。三谷英子委員につきましては、学校法人三谷学園RKC調理製菓専門学校の校長でございまして、民間で広く調理業務等々についての牽引をしておられるというところから選定に関わっていただくものでございます。それから森田陽子委員につきましては、公益社団法人高知県栄養士の会の会長でございまして、その栄養士の立場とそういう専門的な見地の部分を含めて、選定に関わっていただくものでございます。7番から12番までのそれぞれの委員の方につきましては、今回、業務委託の対象になります小学校の校長先生という形で委員に関わっていただいているところでございます。今後のスケジュールといたしましては、約2回の委員会を予定をしております、10月に1回、この段階では募集要項と仕様書等について、内容の確認をそれぞれの委員にさせていただく予定になっております。それから12月前に募集を始めまして、募集業者が出ておりましたら、12月に実際に業者の提案を受けるプレゼンを行いまして、審査を行うという日を1日構える予定でございます。その上でそれぞれ優先交渉業者を決定いたしまして、12月には業者が決まるという予定になっております。なお、4月1日からが実際の業務委託の開始になりますので、来年の4月1日に合わせて契約を今年度中に済ますという形になります。

説明は以上でございます。

谷教育長職務代理者

この件に関して質疑等ありませんか。

では私から、4番の高知市小中学PTA連合会会長についてですが、手前の働き方改革もそうですけれども、やはり市P連の代表ということで、会長さんがいいのですか。

教育環境支援課長

学校給食に関しましても、やはり保護者と学校長、それから業者、それから私ども教育委員会とこの4者で共有しながら進めているという体制もございまして、PTAの代表者、会長さんを選定委員が毎年お願いをして、来ていただいているところでございます。

谷教育長職務代理者

他にありませんか。よろしいですか。

はい、それでは他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第60号「高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」は原案の通り決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

谷教育長職務代理者

ご異議なしと認めます。よって、市教委第60号は原案どおり決しました。

日程第5 市教委第61号「高知市筆山文化会館運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

7 ページの市教委第61号「高知市筆山文化会館運営委員会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

高知市筆山文化会館運営委員会は高知市筆山文化会館条例第13条に定められたもので、今回、平成30年9月30日で任期が満了となることから新たに委嘱するものです。「筆山文化会館」は、高知市民の文化、芸術の向上に寄与するために昭和61年7月に設置されておりますが、元々、「筆山ユースホステル」として昭和38年に建設されたものをその後、用途廃止に伴い昭和61年に「筆山文化会館」として運用を開始した経過がございます。

次の8ページをご覧ください。運営委員会委員の名簿でございます。委員の定数は6名以内でございます。全員前回の任期からの再任ということになっております。1番大野恭平さんは「高知フライデー・ウインド・アンサンブル」という吹奏楽団から、2番の高橋啓継さんは、高知市文化協会事務局長で文化関係者として選任しております。3番の西本寛之さんは「でこぼこ会」という彫塑の団体から、4番の今西眞智子さんは「高知マンドリン土曜日会」というマンドリン演奏の団体から、5番の吉本智賀子さんは「劇団ゆまにて」という演劇の団体から、6番の山崎義男さんは「高知センター合唱団」という合唱の団体からです。高橋さんを除きます5名の方は実際に文化会館を定期的によく利用していただいている団体から推薦をいただいた方でございます。委員の任期は平成30年10月1日から32年9月30日までの2年でございます。今回の委嘱に伴いまして6名の委員中2名の方が女性となりますので女性の比率が約33%となっております。

説明は以上でございます。

谷教育長職務代理者

はい、この件に関して質疑等はありませんか。

森田委員

聞き取れなかったので教えてください。3番の「でこぼこ会」というのは、どのような団体ですか。

生涯学習課長

「でこぼこ会」というのは、彫塑の団体になります。

森田委員

ありがとうございます。

谷教育長職務代理者

その他にはありませんか。よろしいですか。

それでは、他にご意見ないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第61号「高知市筆山文化会館運営委員会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

谷教育長職務代理者

ご異議なしと認めます。よって市教委第61号は原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「第465回高知市議会定例会に提案した平成29年度決算認定議案に関する意見についての教育長専決処分の報告及び議案の審議状況」について事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

お手元にお配りしております資料「平成29年度教育費決算概要（総括）」を書かれたものを基に、平成29年度におきます教育委員会所管の決算の概要についてご説明を申し上げます。なお、決算からは、10款教育費のうち平成26年4月の機構改革により、こども未来部に移管等を行いました、放

課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後学習室に関する事業、及び幼稚園に関する事業に係る決算額等につきましては、所管課が異なっておりますので、あらかじめ除外をしております。

まず、表の1ですが、1の教育費歳出決算総括の表をご覧ください。平成29年度は予算額196億2,953万2,000円に対しまして、決算額160億6,507万9,000円となっております。これは、平成28年度の決算額120億3,998万2,000円との比較では、40億2,509万7,000円の増額となっております。この決算についてですが、中ほどから下の表です。「2 教育費項別歳出決算」こちらの表はこの決算額を項別にお示したものになっておりますけれども、その歳出決算の表のうち、左から二番目の列の方に、平成28年度からの増減額を記載しております、その一番下の欄が先ほど申し上げました差額分、増減になった分などの金額となっております。

さらに、この各項についての主な増減、これを2ページの資料2にお示ししております。2ページをお願いいたします。主なものとして、2の小学校費の一番下にあります、『耐震補強整備事業費』において、対前年で減額となっております一方で、3の中学校費の下から2番目の『中学校給食センター整備事業費』や、7の社会教育費の中ほどにあります『新図書館等複合施設建設事業費』で大きく増額となっております。ただいま申し上げました3つの事業について差引きをした合計額は、38億2,606万1,000円の増額となっております。

前後いたしますが、1ページの資料1に戻ってください。上の表の中ほど、翌年度（平成30年度）への繰越額についてご覧ください。まず、継続費の設定年度内におきまして、年度間で繰り越しをいたします継続費通次繰り越しは、2事業ありまして、平成28年度から平成30年度の3か年で実施をしております『中学校給食センター建設事業』で18億1,531万7,000円、平成25年度から30年度の6年間で実施をしております『新図書館等複合施設建設事業』で3億3,503万円、合計21億5,034万7,000円が、平成30年度への繰り越しとなっております。

続いて、その下の欄、明許繰越です。この繰越は、市議会の議決をいただきまして単年度予算を翌年度へ繰り越すもので、5事業で2億7,884万2,000円となっております。これは工事施工の調整に日時を要したことなどにより、年度内に完了することができなかったものや、国の交付金を活用して実施をしております学校施設の老朽化対策やトイレの洋式・乾式化への改修などを行います『大規模改造事業』を前倒しいたしまして平成29年度に予算措置をしたことなどによるものです。

以上、継続費通次繰り越しと明許繰り越しを合わせました翌年度への繰越額合計は24億2,918万9,000円となっております。

次に、その下の欄、不用額をご覧ください。予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたものが不用額となりますが、平成29年度は11億3,526万4,000円となっております。不用額につきましては、その主なものを3ページの資料3に記載しております。3ページをお願いいたします。

2項小学校費では、3目学校建設費の『大規模改造事業費』、『横浜小学校屋内運動場改築事業費』で、3項中学校費では、3目学校建設費の『大規模改造事業費』、『防災機能強化事業費』などで、また、8項社会体育費2目体育施設費では、『多目的ドーム建設事業費』などで、多額の不用が発生しております。備考欄にお示ししております主なものの不用額、こちらの合計額は9億7,094万6,000円となっております、不用額全体の85%余りを占めております。これらの不用は、各事業に係る入札の請負差額等により生じたものであります。

もう一度、1ページ資料1へお戻りください。上の表の一番下の執行率の欄をご覧ください。以上の結果、決算額を予算額を除いた執行率は81.8%、繰越額を含めた執行率では、94.2%となっております。

最後に、4ページ、資料4でございますが、こちらは災害復旧費のうち、教育委員会関連の決算額をお示したものでございます。平成29年に生じた台風第21号に伴います、文教施設災害復旧費2,872万円につきまして、決算額1,002万8,000円で、横内小学校グラウンド防塵ネットの破損

箇所の修繕など、小学校18校、中学校7校、特別支援学校1校の修繕と、朝倉城跡登山道修繕等を実施をいたしまして、残額につきましては、平成30年度へ繰り越したものでございます。

以上が平成29年度の教育委員会所管事業の決算の概要となります。

説明は以上です。

谷教育長職務代理人

それではこの件に関して質疑等ありませんか。よろしいでしょうか。

西森委員

資料3を拝見しておりました。建設関係などで発注して入札の結果、思ったよりかからなかったというものが一定あるのは分かった気がいたしましたが、例えば1項の教育委員会費の冒頭にあるスクールソーシャルワーカー配置用費が993万不用額が発生していたりしており、とても重要な事業だという認識の下、どうして発生し得るのかというのが素朴な疑問です。そして、もう一つ目立つところであれば、7項の3目、図書館費で素晴らしいオーテピアです。施設管理費が989万浮いてるといいますかこれも不用額が発生していて、まだスタートしたばかりですけど、どうしてこれが発生するのかとかいう疑問が素朴にありますので、この辺りを教えていただけますか。

教育研究所長

スクールソーシャルワーカー配置事業における不用額の問題のことですが、県からの委託事業として行っておりまして、契約額と精算額の差額によるものでございます。そのときに必要なものは全部支払ったことになっておりますが、初めに出しておいた額と実際に支払った額、県からの委託額の差額によるものであります。

西森委員

では、この事業自体が上手くいってないとか、規模が縮小してしまったなどそういう趣旨ではないということですね。

教育研究所長

そういう趣旨ではございません。

西森委員

はい、分かりました。

谷教育長職務代理人

他にございませんか。

図書館・科学館担当理事

オーテピア関係で見ますと入札等々が初回だったということもあって、その試算した結果、入札差額含めてたくさん入札を行いましたので、重ね合わせていったらこの金額になったということです。後、光熱水費、試算した上に開館前に経費節減したこともあり、光熱費も少し予算額より執行が少なかったということでございます。

西森委員

施設管理費という5文字に収まっていますけれど、内訳は様々でいろいろ重なったものを施設管理費という言葉で入れていると、そういうふうなことです。

図書館・科学館担当理事

そのとおりでございます。

西森委員

分かりました。

谷教育長職務代理人

それではよろしいでしょうか。この件に関しては終わります。

次に、「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次評価案について」事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

議案書では9ページをご覧ください。教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきましては、議案書の趣旨にもございますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくものでございまして、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たすために年に1回行われるものでございます。このことにつきましては、「新たな学力向上対策」を始めとする3項目につきまして点検評価を行うことを6月の定例教育委員会でご承認をいただいているところでございます。本日は、お手元の高知市教育委員会事務点検評価別紙資料によりまして、事務局で行いました一次評価案につきまして、ご意見などをいただければと考えております。この点検評価の今後のスケジュールでございしますが、一次評価案について、本日教育委員の皆様からいただいたご意見などを踏まえまして修正したものを10月16日になりますけれども、外部の点検評価委員にお渡しいたしまして、10月末をめどにご意見をいただくようになっております。そして点検評価委員からいただきましたご意見につきましては、11月に臨時的教育委員会の開催をお願いいたしましてご報告をし、その際に、再度、教育委員の皆様からご意見をいただくように考えております。それを踏まえまして、最終的には11月の定例教育委員会に事務局最終案を提案させていただく予定でございます。

それでは、これから新たな学力向上対策から順番に、各担当課から説明を行います。説明資料といたしましては、個別資料ごとの詳細なシートもございしますが、A3横の様式2、総括表が点検評価対象項目でのPDCAが書かれておりますので、様式2を中心とした説明になろうかと思います。

私からの説明は以上でございます。

学校教育課学力向上指導監

それでは、「新たな学力向上対策」としての学力向上アクティブプラン、「学力向上を推進する取組について」の点検評価及び評価について、事務局一次評価案について説明をさせていただきます。

資料の2ページになります。3番の横に長い大きな様式2をご覧くださいと思います。まず、左の上にあります1プラン計画についての部分ですが、学力向上対策につきましては平成24年度から学力対策第2ステージの取り組みを進めてまいりました。全国学力・学習状況調査におきましては、小学校では全国レベルを維持をしておりますが、中学校においては改善傾向にはあるものの中学校の目標である全国レベルに達するまでには至っておりません。こうしたことから、新たな学力向上対策といたしまして、平成29年度から学力向上アクティブプランを展開し、これまでの取組を検証しつつ、学力向上対策のさらなる技術を図っていくところでございます。

この学力向上アクティブプランは、各学校の実態に応じて機能的、主体的、組織的な取組を維持するための支援を行うとともに、新しい学習指導要領の実施に向けての教育課程の見直しや授業づくりを行うことで学力向上を図ることで目指しておりますが、2年目となります今年度の取組の重点事項の1つに、本年4月に新たに設置された学力向上推進室によります学校への指導支援体制の強化があげられます。今回は学力向上推進室の指導主事の活動を対象として点検評価をお願いするものでございます。

それでは、矢印右側になりますが、右の2のD○実施の部分をごらんください。本市が目標としておりますのが、毎年4月に実施をされます全国学力・学習状況調査において、小学校は全国比105、中学校は100を目指しております。本年4月17日に実施されました本年度の調査の結果が7月末に公表されましたが、小学校は国語は97、算数は101、中学校は国語は94、数学は87となっておりまして、小学校は全国レベルを維持はしておりますが、105という目標には届いておりません。また、ここ数年、小学校で下降傾向が見られておりまして、ここは気になるところでございます。また、中学校は調査開始当初から見れば改善傾向にはあるものの、依然としまして全国との差は大きく、特に数学に課題が見られております。こうした本市の喫緊の課題であります、児童生徒の学力

向上において、各学校の学力調査結果や学力向上の取組の実情を基に、学力向上推進室の指導主事が中心になりまして、積極的に学校訪問を行い、教員の指導力向上のための指導案作成に関わる授業づくりへの積極的な指導助言など、課題解決に向けた取組を推進してまいりました。

別添の資料がございます。クリップとじの後にA4で左肩をとじた資料、平成30年度学力向上推進室による訪問、右上に学校教育課学力向上推進室と書かれたものがありますが、こちらをご覧ください。この1ページが今年度の学力向上推進室による訪問の内容とその一覧、学校訪問、訪問校の種類等を示しております。右側にその主な訪問者ということで、学力向上推進委員とそれから指導主事という表記があると思いますが、この学力向上推進員といいますのはスーパーバイザーと呼ばれる元校長先生であったり、教頭先生であったりという方を学力のいろいろな支援、雇ってるものでございます。今回の指導主事が訪問するものについては、その訪問者の欄でご確認をいただけたらと思っております。詳しい内容については、2ページをご覧ください。2ページは主に小学校への訪問の内容になります。一番上には先ほど説明をさせていただきました現状、そして、これによって期待される効果等がございますが、その下の段、小学校への重点訪問として、指導主事とそれからスーパーバイザーを合わせていく部分がありますが、授業改善研究指定校への訪問であったり、県の授業づくり改革プランに基づいた指定校への訪問、また、授業に基づいた読みを鍛える拠点校授業、右下にあります、こういったものの訪問等がございます。3ページ目が中学校への訪問の内容になります。小学校と重なっている部分もございますが、中学校の方で特徴的なところをいいますと、中ほどの部分になりますが、県中学校組織力向上のための実践研究事業及び実践指定校支援事業ということで、こちらが縦持ちといわれる中学校の教科の担当が同じ学年を横に持つのではなくて、1、2、3年というふうに縦に同じ教科を担当するというような内容の中での指導法の工夫です。そのような中でのそれに対するエキスパートとともに、指導主事が訪問しているという部分がございます。後は、教科に特化した国語や数学の訪問等、こういったものが主に指導主事の訪問になります。

それでは、様式2にお戻りいただきたいと思います。いわゆるDの部分ですが、まず、資料でご説明しましたように、指導主事が成果として挙げている分がございますが、ここにはこの4月の全国調査の値を載せてございます。この指導主事が活動し始めまして、この調査が行われたのは4月17日ですので、実際には指導主事の成果というものではないのですが、アクティブプランが平成29年度から開始をされておりますので、この1年間での成果ということでの数値としてご覧いただけたらと思います。指導主事の実際の成果としましては、この4月から8月までの間において、延べ528回、7名の指導主事が528回学校を訪問しております。1人当たり75回程度ということになるかと思うんですが、5カ月の中で75回というようなことで勤務日から考えるとほぼ1日に1校というところになります。まだ、この取組については半期、4月から8月、9月も終わるところですが、半期となりますので、右側の評価の部分、達成度につきましてはBとさせていただいて、取組の方向性としては、この取組を引き続き推薦していくということで、更に訪問回数については拡大が見込めるということから、方向性はAというふうにさせていただいております。

そして、下の3、Checkの欄に行きます。各学校の学力調査の結果や学力向上の取組の実情を基に教科指導や研究事業推進等において、訪問指導を充実をさせ、課題解決に向けていくためには、現在の学力向上推進室の取組の継続と一層の充実を図っていく方向で良いと考えております。こうしたことから、チェック欄は丸を一番上に付けて、総評の欄では引き続きこの方向性で良いと判断するとさせていただいております。

最後、矢印に添って左の下の4のActionの部分でございます。全国学力・学習状況調査のここ数年の結果から、小学校において下降傾向が見られており、今年度も特に国語においてその傾向が顕著となっております。また、中学校においても長期的に見ますと改善傾向ではございますが、依然として全国平均レベルとの差は大きく、特に数学は強い危機感を持った対策が必要でございま

す。新学習指導要領の趣旨に沿った授業改善に教員が主体的に取り組む姿勢を育むために、今後更に小学校においては学年会、中学校においては教科会を中心として指導主事等が教員とともに授業づくりや課題解決の手立てを考えていく。直接的な指導及び支援をより積極的に行い、具体的、客観的な目標達成を通して、教員の授業改善による学力向上の意識の高揚をさらに図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷教育長職務代理者

新たな学力向上対策、学力向上推進室の取組について、事務局からご説明いただきました。この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

門外漢なので、余り失礼に当たらないように質問したいと思いますが、国語と算数、中学校でいえば数学、理科ですね。理科についてはどういう取組を検討されていますかというのが1点と、それから、国語、算数の内訳で、ただ国語は本当に力を伸ばすのが難しい科目だろうというふうに思っておりますけれども、やはりなかなか教えるのが難しいのが読解力といわれるものでしょうか。教えるある種のノウハウがあるという話もあれば、どっちかというと勘とセンスだけでやっている子もいるのかという感じもあり、多分理論はあるのだと思うのですが、それ以外にある程度理屈で考えてくださいみたいな文法とか、ああいった分野がありますでしょう。後、漢字は純粹にこれはもう書いて覚えましょうなど、頭で余り考えなくても全部何となくできると思うのですが、そうでもない人の場合、やっぱり漢字は正確に書いて訓練する、文法についてはある程度理屈である程度パターン化してドリルで頑張って繰り返すうちに身につく。さあ読解力どうしたらいいのかと。よく分かりませんが、やはりそれぞれ力をつけるノウハウみたいなのが多分あるのだろうなというふうに思ったりしております。数学も計算問題は繰り返していけるけれど、文章題になったら途端に分らなくなる、ある程度その勘とセンスでできてしまう子等あるのだと思います。授業改善で、やはり学校は授業が勝負ですし、学校にいる時間が一番向き合う時間だと思うので、ここに軸足を置かれるということでもいいだろうと思いますが、一定努力しないと駄目な部分があると思います。例えば、漢字とか計算などというのは、これはどれほど素晴らしい授業をしても、やはり一発で定着する子はごく限られた天才児で、後は努力を重ねるしかないだろうと思います。その授業改善といっている中にも、恐らくその家庭学習の部分を含めた上で、どういうふうに家庭でやるかという指導を含めた授業改善というご趣旨だろうとは思いますが、そういう細かい分野ごとの分析みたいなのがどういったところで進められているのか、まとめるとその部分と、後、理科についてどう考えていらっしゃるのかというような部分。そして、授業を主体としたときに家庭学習との関係をどう考えていくのかなど、その辺りのところを教えていただけたらと思います。

学校教育課学力向上指導監

ご指摘をいただいたとおり、やはり読解力という部分が非常に大きな課題があるというのは認識をしているところです。恐らく皆さんご存じのように、お分かりのように、数学にしましても理科にしましても、どの教科によっても読解力というものが一番ベースになるものだとするところが述べられているところです。現在、国語の力が大きく下降しているというところであれば、その部分がやはり中心となった授業が行われてるかどうかというところです。今、おっしゃいましたように、漢字であったり計算であったりという、そういう技能的な部分の感覚が見えているというところを授業の中でやっているというような、昔からあったこと、そういう授業がやはり依然として行われているところがあるのではないかと。やはり高校にしても、読むというところは一定その授業の中で行われていますが、話すことであったり書くことであったりというところが、非常に重要なところになっている。そういうものに対しての授業のウエイトのかけ方というのが、今の流れでいうと、なかなかそこに学校の今の授業がついていけない実態があるのではないかと思います。

ます。この推進室の指導主事が学校に入っていく中で、そういう授業の重点をそういうところに徐々に移していくような指導を行っていく。授業の内容を変えていくことで、今の子供たちに求められている課題とされているところの学力を、身につけていこうという取組を進めています。

西森委員

分かりました。

学校教育課

また、定着に関しては、家庭学習というものの割合、占めるウエイトといいますか、非常に大きなところがあります。そのラインはやはり授業の中で全てをこなすということは時間的にはなかなか難しいところがありますので、例えば中学校の数学の課題などでいえば、放課後の補習であったり、また、内容に合った適切な家庭学習の題材を子供たちに与えて、それがしっかりできているかどうか、確認までをしっかりと行うということの学校に対しての働き掛けも、今進めていくというふうにしているところです。そういった中で、先ほど西森さんが言われましたように、それも含めた中での授業づくりといいますか、捉えです。

それから、理科についてですが、実は10月から理科のスーパーバイザーも配置されています。そういうところで、学校の支援も行っていくのですが、今回の学習状況調査の中で生徒に対してのいろいろな別の調査があるのですけれども、その中で理科に対する興味・関心という中で、興味・関心はあるのですが、学校の中での実験であったりとかという、そういうものはなかなか行われていないというようなことが明らかになっています。そういうものを授業の中で取り組んでいくというのは、調査結果を基にした授業改善の必要性というものがありますので、そういうところも結果を基にしたデータを提示しながら、授業の改革を図っていくところを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西森委員

ありがとうございます。

谷教育長職務代理者

よろしいですか。

西森委員

大変難しいですね。科学館に行くと科学教室もやられていて、本当に盛況で、いろいろな工夫がされています。やはり理科に取り組んでいくというようなことが、オーテピアができてやられているところだろうと思いますので、是非、またいろいろと頑張ってください。よろしくお願いいたします。

谷教育長職務代理者

その他にはよろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷教育長職務代理者

では、続きまして、「特別支援教育の充実、特別支援学級担任の指導力向上と校内支援体制の整備について」事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

資料の5ページの様式2及び本日配付させていただいております左側留めA4、2枚の「特別支援教育の充実」教育研究所配付資料、グラフのあるものですが、その2つを基に説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

特別支援教育の充実に向けた取組について説明をいたします。昨年も同様に、特別支援教育の充実について、点検と評価をしていただき、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成や質

の向上、また、教員の指導力を高める研修の充実、そして、特別支援教育に向けた人的支援の必要性などについて、貴重なご提言をいただきました。そのご提言に応じまして、研修の充実を図るとともに、新たに特別支援教育スーパーバイザー2名の配置に基づいた特別支援学級サポート事業をスタートさせることができました。本年度は、その新事業や充実させた研修会などについて、特別支援学級担任の指導力の向上と校内支援体制の整備の取組に対して、点検と評価をお願いしたく説明をさせていただきます。

まず、様式2、1のプランをご覧ください。特別支援教育に関わる法の整備につきましては、お配りしております資料の1の上段にまとめてみました。発達障害についての位置付けや放課後デイケアサービスの開始、公的機関における合理的配慮の義務化などが規定され、保護者の学校教育への期待が高まってきております。

そのような背景もあって、資料1の下段、図1から3にありますように、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加傾向にあり、設置される特別支援学級も増加して、平成30年度、本年度は199学級が設置されております。中でも、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級へ入級を希望する児童生徒が増加し、学級数も増加している現状です。それらの学級では、領域と教科を合わせた指導を中心とした知的障害教育の推進や児童生徒の実態に合わせた適切な自立活動の展開が求められ、特別支援学級担任の指導力の更なる向上が求められています。

また、障害者差別解消法が平成28年に施行され、特別支援学校及び特別支援学級在籍の児童生徒はもちろん、通常の学級に在籍する発達障害の診断・判断のある児童生徒に対しての合理的配慮に基づいた計画的な支援や組織的な校内体制の充実が求められています。

さらに、学校教育法施行規則が本年8月27日に一部改正され、特別支援学校及び特別支援学級、また、通級指導教室に在籍する児童生徒につきまして、関係諸機関と連携して「個別の教育支援計画」を作成されることが規定されるなど、福祉機関と連携した計画的で切れ目のない支援の更なる充実が求められています。

そのような背景の中、取組の目標としましては、特別支援学級担任の指導力の向上につきましては、特別支援学級サポート事業を通しまして、特別支援教育スーパーバイザーと指導主事等が特別支援学級が設置されている全ての小・中学校を訪問し、指導・助言を行うことと併せて、学級担任の状態に応じて経験の浅い学級担任への重点訪問や学校長の要請による集中訪問を行い、直接学級担任に授業づくり等の指導・助言を行います。

また、校内支援体制の整備に関しましては、昨年同様、発達障害の診断・判断がある児童生徒につきまして、「個別の教育支援計画」は100%を目指して作成を促してまいります。そして「個別の指導計画」につきましては、学校において100%作成し、組織的な支援が実施されている状態になるよう努めてまいります。

次に、右側の2、実施、特別支援学級サポート事業と特別支援教育学校コーディネーター研修及び担当者会の実施について説明いたします。特別支援学級サポート事業は、特別支援教育スーパーバイザー2名と指導主事等が特別支援学級の中でも知的障害と自閉症・情緒障害特別支援学級の担任を対象として、主体的・対話的で深い学びの授業づくりや子供の障害特性に応じた支援活動ができるように指導・助言を行うもので、定期訪問や学級担任の状態に応じて重点訪問・集中訪問など、計画的に訪問支援を行っております。

今年度スタートした事業でございますが、7月末までの実績といたしまして、初回訪問としまして57校中36校を訪問し、学級の様子や子供の様子を見取り、管理職とも面談を行っております。また、経験の浅い学級担任に対しましては、重点訪問として10校に数回継続して訪問したり、学校長の要請により、苦戦していると思われる学級には集中訪問として1校に定期的に訪問したりして、直接学級担任に示しながら指導・助言を行いました。

課題といたしましては、特別支援学級担任199名のうち、61名が講師であることなど、学級担任の専門性が十分とは言えず、学級経営に苦戦していると思われる担任が多いことと、高知市の特別支援教育を牽引してきたベテラン教員の退職が続くことなどから、学級担任の指導力の向上に向けて更なる本事業の推進が必要であると考えております。

次に、特別支援教育学校コーディネーター研修及び担当者会について説明いたします。この研修及び担当者会は、校内支援体制の整備を行うためには、特別支援教育学校コーディネーターが要となって学校全体で推進していく必要がございますので、担当として専門的な知識及び技能の習得を目指すことを通じて体制の整備を行おうとするものでございます。

年度当初の4月24日実施の第1回担当者会では、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の意義と作成についてと切れ目のない支援の充実のための支援会等の必要性和、そして発達障害の診断・判断がある全ての児童生徒の適切な支援のために、「個別の指導計画」の作成と実施、評価、改善について周知を図りました。

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成については、特別支援学校及び特別支援学級に在籍している児童生徒については100%作成ができておりますが、通常の学級に在籍している発達障害の診断・判断のある児童生徒を含めると、平成29年度12月調査で、小学校等で約95%、中学校等で80%となっており、作成率は年々高くなってきてはおりますが100%には至っていない状況でございます。

昨年度1月にその要因を未作成者対象に調査をいたしました、「現在作成の途中である」とか「保護者の了承が得られていない」などの回答がございました。

本年も担当者会等で計画の意義と必要性を丁寧に説明し、未作成の児童生徒に対しては、作成を呼び掛けていくとともに、特に「個別の指導計画」については、学校で該当児童生徒に対して合理的な配慮の提供を含め、学校における支援のPDCAサイクルを確立した支援の充実を図るため、100%作成できるよう努めてまいります。そして、既に作成している児童生徒に対しては、支援内容の充実を図り、校内支援体制を整備し、着実に支援を実施していくよう努めていきます。

また、進級時や進学時の引継ぎの支援会の実施や個々の児童生徒の支援会の実施について、開催方法や内容などについて検討し、福祉機関や医療機関などと連携をし、児童生徒にとって切れ目のない支援の充実を推進していくために支援会を充実させていく必要があると考えております。

次に、3の評価でございます。対象取組の各事業は、現体制におきましては順調に推移しておりまして、現状の取組で良いと考えておりますが、特別支援学級の増加や経験の浅い学級担任の増加に伴い、事業実施体制につきましては体制強化も含め、工夫しながらより効果的に運用できるよう改善していきたいと考えます。

最後に、4でございます。教職経験の少ない講師や教諭が特別支援学級担任を受け持つ場合、通常の学級の担任と比較しましても、先生自身が経験したことのない授業であることなどにより、障害特性の理解や授業づくりなど、学習しなければならないことが多く、苦戦していると思われる教員が多い状況であると考えます。また、就学前から福祉機関等の支援を受けてきた保護者の中には、就学の際に学校教育において引き続き手厚い支援を受けることを期待して、特別支援学級を選択している場合もあり、学校において人的環境や物的環境を含め、十分な教育的環境の整備に基づいた支援の充実が求められている状況でございます。

通常の学級に在籍する発達障害等の診断・判断のある児童生徒についても、同様に「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成率は上昇してきていますが、それらの支援内容の充実とチーム学校としての支援体制の整備、支援の充実が求められている状態でございます。

さらに、配付資料。先ほどの配付資料ですが、2枚目の資料2の図4、図5にありますように、高知市立小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍している児童生徒数は減少傾向でございますが、

特別支援学級に在籍している児童生徒数は、平成30年度が小・中学校とも全体の3.3%を占めるなど増加しております。

また、下の図6から8にありますように、発達障害の診断・判断のある児童生徒は、小・中学校とも増加傾向にあり、それに伴って今後も特別支援学級への入級を望む児童生徒は増加すると見込まれ、設置される特別支援学級の数も増加することが予想されます。

そのような状況の中、学級担任の専門性の担保につきましては子供の特性の見取りなど、経験を要することが多く、時間が掛かるものでございます。このことを踏まえ、特別支援教育スーパーバイザーの支援訪問の内容や増員も含めた体制の強化を図ることが必要であると考えております。あわせて、言語障害通級指導教室やLD、ADHD通級指導教室の在り方などについても、発達障害の診断・判断のある通常の学級に在籍する児童生徒に多様な学びの場を保障することの必要性からも検討する必要があると考えております。そして、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒についても、日常の支援のためには支援内容や支援方法について校内研修を充実させるとともに、専門的な知見から適切な助言を行うことができるように、心理の専門家などを配置を含め、体制整備を行うことができると良いとも考えております。あわせて、学校では学校長の指導の下、対象児童生徒の「個別の指導計画」を作成し、学校全体で子供の特性に応じた支援が提供できるような体制を整えることが重要であると考えております。

以上で説明を終わります。

谷教育長職務代理者

「特別支援教育の充実、特別支援学級担任の指導力向上と校内支援体制の整備について」事務局からご説明いただきました。この件に関して質疑等はありませんか。

西森委員

教えてください。関わってくる文言としたら、A4の様式2の5ページの中で、Planの2つ目のコマの目標設定の理由の1行目に、「保護者の学校教育の期待が高まる中」という文言がありますし、また、その少し下、4のAction欄の「取組を進める中で新たに出てきた課題等」の2行目の中で、「保護者が学校教育においても引き続き支援を受けることを期待して」というような文言があります。法は整備されているので、そこである程度学校の役割ということは書かれていると思いますが、そこを少しかみ砕いて教えていただけますか。というのは、通常学級だったら勉強教えてほしい、社会のある程度のルールなど、友達との関わりを学んでほしいけど、それは先生に教わるというより、「色々ともまれていращゃい」「自分で学んでいращゃい」だったりなど、何となくぼやっと学校に期待するものもあったと思います。特別支援学級の場合に求められることは、当然、特別支援教育で学業における特別教育を行うことが当然期待されていて、正にその周辺の部分だと思います。保護者からの期待という話になったときに、いろいろな関係機関と連携して、ただ、それこそ切れ目のない、中学校に行って、その後、高校あるいは就職どういうふうにつないでいけるのかみたいなことも恐らく期待されていたりなど。それをどこまでだったら良い、これ以上やらなくていいなど、そういう線引きでもないだろうと思うのですが。保護者が期待なさるのも、ある意味最もだろうと思うところもありますよね。

ぼやっとした質問にはなってしまうのですが、例えば4のActionで、書きぶりをご検討いただければと思いますけど、保護者が就学の際に引き続き支援を受けると期待して選択している場合があるとなったときに、その期待は適当なのですか。適当でないですか。というような、読んだときに、一瞬違和感がありました。その期待を持っているけど、「うちはそうじゃないから」と読めなくもないので、多分これはこういうことを書かれたかったわけではなくて、ご期待があるが遺憾ながら沿えてないので、そこは充実していきたいという文脈だろうなと読みはしたのですが。そこは書きぶりの工夫をしていただくのに加え、ではどういう期待を持たれてるのか。最終的にはやはり保護者との信頼関係づくりだろうと思います。非常に漠然とした質問ですけど、特別支援教育

として学校で求められている、それと法で求められていることは、こういったことが挙げられているのか。そして、現実にとどこまで対応できているのか。後、保護者との関係づくりとは、どういうことが考えられているのかなど。その辺りについて少し具体的に教えていただけたらなというふうに思ったのですけれど。

教育研究所長

まず、一つは学級の子供の数の違いによって、担任の先生の担当する子供の数によると思います。小学校では1年生、2年生、30名学級ですが、特別支援学級では、現在のところ8名を1名が見ているというところですが。ただ、就学前におきましては、必要に応じて加配の担当が付いて、1対1の状態であったりもしているのですけれども、そこから比べますと、1対30から比較すると余計見てもらえる。その子の特性に応じて支援をしていただけることができるだろうという期待があると思います。後、それぞれの障害特性に応じまして、先ほど説明の中で申しましたが、知的障害特別支援学級においては、領域と教科を合わせたといいますか、作業をしながらその教科の本質のところを学んでいたり、いろいろ料理しながら算数を勉強したりとかというような形で、その子に応じた教育課程を考えてやっていっているというところの期待もあると思います。自閉症・情緒障害特別支援学級におきましては、自立活動、友達との関係づくりのところをより丁寧に行うというようなところへの期待もあるのではないかと、いうふうに思っております。後は、引継ぎ・進学に関しましても特別支援学級に在籍している児童生徒につきまして

は、個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成し、引継ぎにおきましても引継ぎシートや、小学校から中学におきましては、中学校のスタートに向けて何が必要かという部分を作成しながら丁寧に引継ぎしてまいりますので、そういうふうな切れ目のない支援の充実というところへの期待もあると考えております。

西森委員

ありがとうございます。

要するに1対8であったらそれは法の要件は満たしているわけなので、満たしているということにはなるけれど、本当はもっとしてあげたい、もっと充実させたいという思いはおありだけでも、そこにはいろいろな予算措置が伴って、という悩みがあるというふうになることかと思ったのですが。後、保護者との関係づくりというようなところを。ここなどは正に、スーパーバイザーさんにいろいろご指導仰ぐ、経験によるところがすごく多いと思うのですけれども、この辺りはいかがですか。

教育研究所長

西森委員のおっしゃるとおり、現在、特別支援学級サポート事業ということでスーパーバイザーが、具体的に直接、保護者との対応をするわけではございませんが、必要に応じてそういうケースもございましたけれども。基本的には、こういう場合はこうする、具体的に直接子供の実態を把握して、この子はこういうことだから保護者とこういうふうに会話、コミュニケーションをとりましょうというような形で信頼を得るようにやっていっています。特に今年の1学期、初めて特別支援学級の担任を持った大学を出た若い先生や講師の先生方に1つの授業に向けて詰めていって、その準備からそして当日へ至るまで一緒にサポートをして、そこから確かに保護者の信頼が得られて、なかなかそれだけで築けるものではございませんが、そういうことをきっかけに、担任と保護者の関係を築き上げていく状態にはできています。後は、やはり先ほども言ったように数が少ないので、保護者も当然8名のご家庭としっかり連携をしていけるので、また支援会議というのも行います。保護者、そして学校、そして福祉や必要に応じて医療機関、そして教育研究所も入らせていただいて、支援会議を行いながら、関係を深くつなげていきたいと思っております。

西森委員

分かりました。非常に難しい内容で、本当にいろいろ細かく書いていただいている内容ですけれど、強いて言うならば、達成すべきレベルというのは、やはり支援を実施するとか訪問数がどうというより、多分、今おっしゃられたような中身の部分ですよね。行き着く先の目的というのか、その辺りについてもう少し言及していただけたらという気はするのですが。ただ、非常にデリケートというか、明確な指針があるようなないようなところなどもありますので、またご検討いただければということでさせていただきます。

教育研究所長

また、庁内でも考えていきたいと思います。

森田委員

私もこの「4 A c t i o n見直し」のところの「保護者が期待して特別支援学級を選択している場合があるが」という、このくだりでいうと、そのままいったらいけないのかというような気持ちを感じました。

私の経験ですが、私の友達でも発達障害のお子さんがいて、自宅に先生が何人も訪問してくれたという話があり、それはすごいことだと言ったのですが、友達は納得いかないと言っていました。「私たちが求めているのは、そこまでのスキルではない、そこまでの先生の経験でない。下手したら先生よりもこの子の状況は分かっている。勉強してきたから」と言っていて、その子供にとって何がベストかということ、向き合ってもらっているかどうかという、一緒に伴走している感というのが、幾ら来てもらっても感じられないときもあるなど、そういう話を少し聞いていたので、スーパーバイザーの先生が支援されていて、スキルの充実も経験も、もちろんこれは大事なことです、保護者の方が何を求めているかという、その答えがベストではないかもしれないけれども、「この子にとって何が一番なのかということを探そうとする姿勢がほしい」と友達が言っていたので、そこもそのように改善の中に入れていただけたらいいなというふうに思いました。

教育研究所長

森田委員のおっしゃられたように、保護者の方は、子供さんが生まれてからその学齢期に達するまでずっと一緒に見ているわけですから、多くの子供の特性は私が、というのはよく分かりますので。先ほど言われたようにスキルの面もというのではなく、しっかり子供に寄り添っていくというふうなところもスーパーバイザーがしっかり見て、子供の状態を状況把握し、また、もちろん子供も成長する中で家庭の状況と学校の中で、先ほど言いました学級で言えば8名の中ですけれども、その中で人との触れ合いの中での様子というものも伝えたりしながら、更に成長できるように支援していくのが役割だと思っておりますので、そこも含めて、また検討していきたいと思います。ありがとうございました。

谷教育長職務代理者

私もこのA c t i o nの見直しの3行目に対して、期待はしているだろうけど、この表現は別のそういうつもりで書いているのではないと思いますけれども、いろいろ研究所がやってきたことをきちんと書いたら、こういう言葉ではない言葉になってくると思うので、それをお願いできたらというふうに思います。

それからもう1つは、これは特別支援学校の生徒、特別支援学級に所属している生徒についての主にその点検評価ですか。通常の学級にいる発達障害の診断を受けた生徒についての対応は、これに含まれているのかどうなのかというその辺りはどうでしょうか。

教育研究所長

2つの事業を点検評価をお願いしており、特別支援学級サポート事業に関しましては、特別支援学級への担任の指導力の向上を図るものでございます。下の特別支援教育学校コーディネーター研

修及び担当者会という事業は、学校の校内体制の整備ということを含んでおりますので、通常の学級に在籍する発達障害の診断・判断のある児童生徒も含まれております。

谷教育長職務代理人

はい。分かりました。

結局今もう1つの問題として非常に取組を重視しなければならないのは、通常の学級に在籍する発達障害の診断・判断のある児童生徒。この子供たちをどのようにということが非常に重要で、大事に取り組まなければならないことの一つだと思います。それにはやはり、教職員間の共通理解というか、そういうものが支援体制の確立ということは、まずやはり教員間の共通理解が必要。そして、保護者との信頼関係が必要ということがあるので、これらのことが重要だと思うのですが、それで、一緒に取り組んでいくということのためには、個別の支援計画をその子供について、みんなで共通に、これまで頑張ってきたことなど、どんな良いところがあって、どういうところを伸ばせるのか、これからどんな可能性があるのか。いろいろなそういう個別の支援計画を基に、教員もそれから専門家もそして保護者も一緒になってやっていくという体制が重要だと思います。現在のところ増えてはきているのですよね。個別の支援計画、作成状況が。だから、研究所の取組によってここまで来たということはいえると思うのですが、やはり100%を目指してやっていくということが必要だと思うのですよね。この通常学級の生徒。その辺りは今後のAction見直しでないけど、そういうところをどうやっていくのかという、その辺りはどのように考えておられますか。

教育研究所長

個別の教育支援計画になりますと、保護者の同意を基に作成するものでもございますので、ただ個別の指導計画、その子の状態に応じて、例えば短いスパンでありましたら、1学期とか1カ月とかの間に何をしようと、どういうふうな状態にしていこうと、支援の計画を書く個別の指導計画の作成をより呼び掛けて、担当者会等で呼び掛けていきたいというふうに考えております。また、うちの特別支援教育班が支援会等に参加させてもらっておりますので、そのときに管理職を通じて呼び掛けていくというような形で100%を目指していきたいというふうに思っております。

谷教育長職務代理人

結局、支援計画と指導計画と2種類あるってということですか。

教育研究所長

はい。

谷教育長職務代理人

ということですね。どちらも重要ではあると思うのですけれど。研究所は今後、この取組を全ての学校の支援が充実するように、先生方の共通理解というか、そういう面も一層高めていくようなことがとても大事だと思うのです。その辺りが書かれていますかね、このActionのところ、とても大事なところだと思うのですが。なお、見ていただいて、そういう保護者との信頼関係であるとか、先生方の共通理解であるとか、そういう支援体制を作っていくための、発達障害の診断を受けた生徒の、通常学級にもおり支援学級にもおり、その全ての子供たちの社会を生き抜く人づくり、より良く希望を持って毎日を過ごしていけるような、そういう子供たちの姿をみんなで作っていかないといけないと思いますので、その辺りのところを、今言ったところを少しこの改善策のところに書いていただいて、より一層、全体で特別支援教育を進めていく必要があると思いますので、その部分をご検討いただけたらというふうに思います。

教育研究所長

はい。

谷教育長職務代理人

その他、質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

谷教育長職務代理者

では、11月にまたありますので、そのときに再度検討していきたいと思います。

それでは、続きまして、「中学校給食の実施、給食開始に向けた学校との連携による給食運営体制の整備について」事務局からの説明をお願いします。

教育環境支援課長

説明の方は、評価シート後ろ6ページ、様式1と様式2、それから本日お配りしました資料の学校給食事業の手引、これの中に一式ございますので、学校給食の手引とそれから後ろにアレルギーの対応という形のものも揃えておりますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

それでは、まず、様式1の6ページ、「事業の目的及び概要」のところをまず説明させていただきます。事業の目的でございますが、平成30年の2学期、9月25日ということで始まりましてけれども、これまで給食が未実施であった中学校で給食を開始するに当たりまして、食数の管理でございますとか、食物アレルギーの生徒さんへの対応とか食に関する指導でございますとか、様々な項目で教職員の共通理解が必要となるところでございました。また、学校運営でも本稼働前には校時の調整でございますとか、備品の使用方法の確認及び生徒の実際の給食の道具の運搬でございますとか配膳の練習等、これについても必要とのことから、これらの給食センターと学校が連携をしながら取り組み、円滑に給食を開始できる準備をきちんと努めていくということを目指しております。

事業の概要でございますけれども、これらをきちんと実践するため、給食の運営に係る年次計画でございますとか、月報及び変更届、書面によります情報伝達や相互確認等に関しまして、学校担当者に向けての説明会が必須であるということで、これを開催すること。教職員向けとしまして、各学校を訪問し研修会等を実施して周知をすること。確実に給食提供できるよう、委託業者による調理デモの実施を行うこと。生徒の受託及び配膳等の練習を行うための各学校での模擬給食の実施を行うこと。この大きな柱を事業の概要としております。これらを達成すべきレベルとしましては、この事業を的確に実施をいたしまして、平成30年9月25日から開始をいたしますが、学校給食を円滑に実施をすることという形で、この事業を挙げてます。

それでは、次の7ページ、様式2の2番、右側、D oの実施のところへお願いしたいと思います。平成30年9月25日から、学校給食を開始するために実施をしてまいりました事業の実施の状況と達成率等について、ご説明をさせていただきます。

まず、達成すべきレベルの①給食に関する業務についてでございますけれども、学校給食事業の手引を作成し、学校へ周知というふうにしてしております。それは学校で必要な学校事務の項目を網羅したものでございまして、項目ごとの詳細の解説をした手引でございます。平成30年5月24日に、この資料を基に学校担当者向けの説明会も開催いたしまして、対象校13校から計33名の方が参加をしていただきまして、さらに不明な点につきましては、個別に学校への対応もしてまいりました。内容につきましては、お手元の資料にございます「学校給食事業の手引」でございますけれども、こちらをご覧ください。1枚めくっていただきますと、資料全部でございませぬけれども、見開きで項目に関しての目次が掲載されております。これらの項目全てが、学校の給食を行うための事務に必要な不可欠なそれぞれの項目となっております。1の学校給食の関係業務、給食の献立表に始まりまして、給食の発注、これは毎日、休む生徒さんなどおられますので、そういった給食の数の管理と、実際にまず予定として何食要るか、それから結果的に何食食べたかというようなことの数の管理を学校でしていただかなければいけないというようなことを始めまして、4の支払、給食費の支払の関係の流れでございますとか、当日の給食の確認、これは校長先生による検食というのがございます。また、7番の定期点検でございますとか、食中毒の予防と発生時の対応でございますな

ど、右のページにいきますと、異物混入時の対応、それから10番の食物アレルギーにある実際への対応など、必要な項目について、それぞれ学校にこの手引を説明いたしまして、周知しながら学校給食の開始に備えてもらったところでございます。それから、これにつきましては、先ほどの説明会と周知を行うということでございます。

それから、②の達成すべきレベル、高知市立学校におけるアレルギー対応マニュアルに基づくアレルギー対応でございますけれども、こちらもお配りしました資料の手引のところをめぐっていただきますと、4枚目が数字を振っておりませんので申し訳ございませんが、「高知市の学校給食における食物アレルギー対応」という保護者向けの資料がございます。こういった形の資料もお配りをしたところでございますけれども、アレルギー対応につきましては、年間のスケジュール、日々のアレルギー食があるかどうかの確認でございますとか、それぞれの事前に確認するための様式等々がございます。そういったものを各学校に周知をまずいたしております。その上で各学校でアレルギー担当者を設定をいたしまして、給食センターと連携窓口として、情報共有を図りまして、アレルギーの調査を中学生、児童、今度13校のうち、対象児童の全てについて実施をしております。その上で今回の9月25日開始時におけますアレルギーの対応が必要な方というのを確定しております。これは全ての学校で行います全ての検査になっておりますので、実施率は100%という形になっております。対象校13校でアレルギーとして表示が義務付けられております7大アレルゲンというのにつきまして、これにつきましてはセンターでも除去食の対応を実施しております。これの対象の生徒数が約71名となっております。表示が奨励されておりますその他の7大アレルゲン以外の20品目のアレルゲンについては、学校と保護者でそういったアレルゲンがありますよと言われた方については、情報提供として、「今回、この給食にはこういった品目が入っております」という形での情報提供をしております。また、こちらの「アレルギー対応」というこの冊子でございます、この配付資料でございますけれども、これを配付いたしまして、学校での認識と保護者の方の認識も含めて、共通理解をしていただくような形で資料をお配りをさせていただいております。このアレルギーの対応につきまして、高知市の市立学校から給食センターにおきます大まかな対応について、まず、アレルギーの対応については、医師の診断が必要ですよといった条件の項目でありますとか、それから中学校センターにおけます学校給食のアレルギーの対応については、こういう形でやっていきますといったものの項目を表示をさせていただきまして、それぞれお配りして周知をしています。

最後の2枚目の裏の面につきましては、実際に個人のアレルギーの対応食が必要な方について、こういった形のものです、「何日の給食に関してこういうアレルギーが含まれております。除去食についてはこれでございます」と。それから、「除去食でないものについては、含まれておるものはこれでございます」といった、そういった確認表をお渡しして注意を促すという形を毎日採っていくという対応をするように、策定をしておりますのでございます。

それから、達成すべきレベルの③でございますけれども、学校設備の整備でございますが、各学校の配膳室内のレイアウトと、生徒さんが教室へ運んでいく動線の確認等、これが必要だということで、これも1学期中に実際の食器の入れ物と、それから食缶、食べ物が入っている入れ物でございます、等を各学校の方に一度配置をいたしまして、各学校でそれぞれリハーサル等を行っていただきました。これも実施校の全13校で100%の実施率という形でしていただいております。また、お手元の資料、アレルギーの対応の後に、2枚めくっていただきますと、これも資料の一部、表紙だけで申し訳ございませんが、「給食当番の仕事」という形のものと、それから次にもう1枚めくっていただきますと、「学校給食、給食の準備から後片付けまで」という形の、これは実際に当日どんなふうにやりますかというところ、全く初めてだということがございますので、生徒さんの給食当番の方は、こういったことをやってもらいますよというものが、何ページもございますけれども、一部だけ載せさせていただいております。それから、実際に給食の準備から後片付けまでをこ

ういうふうにやっていきます、こういうところで準備をしてくださいというところのマニュアルと
いいですか、そういった注意事項を記載したこういった資料も作成して、各学校に配付をさせてい
ただいておるところでございます。

それから、同じく達成すべきレベルの④ということで運用体制の確認でございますけれども、こ
れはデモ調理と申しまして委託業者が実際に給食センターに大体8月から入っております。そこで
実際に、調理器具を使って手順を確認していただくという形のデモを、8月に各センター1回ずつ
行っております。その後、9月に入りまして模擬給食の実施ということで、これは実際に各学校の
方に調理をいたしまして、車で出来上がった給食を全部運んで、実際に生徒さんに食べていただく
ということを、これは全校一斉ではございませんでしたけれども、6日間に分けて100%13校の実
施をしてきたところでございます。

この課題といたしまして、こういう形で最善の準備をして手順に関しては確認を行ってきて周知
をしてきたところでございますけれども、それぞれの学校で配膳室の広さでございますとか、生徒
の運搬動線などについては学校による状況がまちまちであるというところでございます。それから、
全校向けの研修や説明会では、学校ごとの行事になかなか対応できない部分があるというところ
です。個別の対応が必要となるわけでございますが、基本的には学校給食マニュアルに沿った統一の
運用という形が一番望ましいと考えているところではございますけれども、現実的にはそういった形
での個別対応の情報があれば、各学校もそれに倣って新しく改善していく余地があるかもしれない
というようなこともございますので、各学校と給食センターとそういった対応について共有をして
いくということ。それから、個別対応が各学校のことで多くなってくると、その情報の共有が多
くなってそれが課題になってくるというふうに考えておるところでございます。

それを受けましてC h e c k体制でございますが、一応達成度等々ではございますけれども、予
定をしておいた達成すべきレベルとして挙げさせていただきました事業につきましては、ほぼ実施
率100%ということで9月25日には学校給食の開始に向けて、今のところ滞りなく開始をさせてい
ただいておるところでございます。ただし、個別の対応等々が必要であるというような要望も上
がってきておりますので、これにつきましては少し見直しが必要であるというふうに判断もして
おります。今後の方向性としましては、現状の取組で方向性が良く、このまま事業を継続するという
形を採っております。

それを受けまして4番のA c t i o nでございますが、今後の見直しの状況ということでござ
いますけれども、各学校で夏休みの休業中に実施をされました教職員研修会等においてそれぞれ給食
関係の説明を行いまして、その際に出ております質疑をまとめて課題解決等は共通する対応、これ
を基本として全学校に情報共有提供していくと、そういった流れを作っているというところと、そ
れから給食センター間でございますとか給食センターと教育環境支援課、他には学校情報共有につ
いてはセンター長会や担当者会を通じて行っていくという、そういう場の設定を行っていく。それ
から、学校給食を開始しまして一月ぐらいは少し各学校での様子を見ていただきまして、その上11
月ぐらいに二、三校にアンケート調査を行いまして、給食運用面についての現状と課題、これにつ
いて出し合いをしていただき、これについての課題を把握をしまして改善に努めていくようにした
いというふうに考えているところであります。

説明については以上でございます。

谷教育長職務代理者

「中学校給食の実施、給食開始に向けた学校での連携による給食運営体制の整備について」事務
局からご説明をいただきました。この件に関して質疑等はありませんか。

西森委員

まず、この事業の内容と目標設定といわゆる周期といいますか、終わりをどこら辺に置くかとい
うことについての質問なんですが、中学校給食を実施すると、今までしていなかったことを実施す

る、そして、この9月25日から本当に見事に実施されまして、20年来の取組が実ったというふうにお聞きしております。それ自体非常に大きな成果であろうと思いますが、この事業の内容というのはキックオフの場面でより良いスタートをすると。とにかく提供するではなく、より良く安心安全で美味しく、かつ、学校現場でも困らないようにそれをバックアップして、良い体制でスタートさせるというのがこの事業の目的なのだろうと思います。それも一定この夏にいろいろ準備を進められて、ただ個別の事情があるということも分かってきたので、今度は個別事情に応じた運用をまたご提案し、定着して各校がある程度安定して回せるようになれば、それが一応キックオフスタートの段階としたら、一定の事業の終了なのかなというふうなイメージを持ちましたが、そういうイメージでよろしいですか。

教育環境支援課長

そういう形で認識をしております。本来、給食に関しては始めることだけではなくて、安定した運用と安心安全な給食をずっと間違いなく提供し続けていくというところがあると思いますので、そういった形が当面の目標であると。今回に関してはそれが目標であるというふうに考えております。

西森委員

分かりました。個別の状況をやってみなくてはなので、ただ、ある程度キックオフとかスタートラインっていえる時期というのは、大体限られてると思っていまして。1年ぐらいですか。1年か3年。3年長いですか。1年ぐらいでしょうか。

教育環境支援課長

本年度1年間はそういう形を見て、それで確定させていくというふうなことを考えております。

西森委員

そうですね。やはり四季も問題もありますから、夏の問題、冬の問題、秋の問題もありましょうし、やっぱりワンサイクル見てみないと。

教育環境支援課長

そうですね。ワンサイクルが非常に望ましいかなというところはあります。

西森委員

そういう感じですね。例えばそういう意味合いでいったときに、この事業というのは学力向上のようにずっとやってきたのとまた違って、期間限定の事務とか事業であろうということのニュアンスがちょっとどこかにほしいかなといいますか、読めば読めるのですけれども、そこがある程度短期に出てくれば学校給食は一定期間経過した後ってことなのですが、そこはやはり明確にされてもいいのかなというか、多分途中でも随時意見は拾われてされると思うのですね。1年という一つの目安があれば、そこは少なくとも1年というか遅くともとか、そこは日本語使いで何とか幅持たせられると思うので、1年を目安などする。ただ、「現状と課題を把握する」なので、むしろその間のことですよね。きっと3か月とか6か月など。1年たてば、今始めたばかりなのでは言えなくなってくるので、もうそれはまた別の段階の課題として捉えておく必要があるのかというふうな気もしますので、うまく言えませんが、このアンケートの時期をある程度明確にさせていただきたいということと、どの辺までの目標の事業なのかということが少し分かるといいのかなというふうに思いました。以上です。

谷教育長職務代理者

この給食が期間限定で一定評価するのと同時に、その後ずっと定期的にいろいろな推進委員会のようなそういうものを通じてやっていくことを考えてられると思うのですが、その両方の面でより良く進めていくように。スタートとしたらあの生徒の嬉しそうな顔。あのメニューもよく考えていらっしゃって、カレーとか、私も1回食べたいような。本当に嬉しそうな顔をしていたので、やはり暖かい美味しい物というのは大事だと思いました。

西森委員

すみません。ちょっと関連で細かいことを幾つかお聞きしていいですか。エプロンと三角巾、これは自前ですか。それとも学校で用意されているのですか。

教育環境支援課長

エプロンに関しては、教育環境支援課で買っております。

西森委員

では、小学校だと持って帰ってきて洗って持って行かなければいけないのですが、一応そういう保護者の協力が、保護者も中学生、自分でやればいいのですが、協力が一定必要だということですね。

教育環境支援課長

はい。基本的にはそこら辺は、小学校と同じ形で洗っていただくということで。

西森委員

ありがとうございます。後は給食は確か各学校で受け入れた後、鍵のある部屋で管理するというイメージで私は思っていたのですが、そうになってましたか。全校鍵のある部屋では管理していないですか。

教育環境支援課長

給食は自校炊飯でございませんで、その配膳室というところが各中学でできております。そちらの方に毎朝食器とそれから給食の入った食缶が順番に2回届けられるという形になっておりますので、その部屋につきましては、鍵がかかった形で普段は使われないという形になっております。

西森委員

そうですね。やはり本当に仕事柄、疑うことばかりしているので、異物混入というのはそこに給食があれば、誰でも入れたらできてしまうので。

教育環境支援課長

そうですね。

西森委員

ですよね。やはり、そのところは徹底していただきたいというのがあります。

教育環境支援課長

基本的にはその配膳室の方へ、まず1回目に食器を持っていきます。そのときにセンターの委託をしている配膳員が二人おりますけれども、一人がそこへ残って食器をまず置く。パンや牛乳があった場合はそこで配膳員さんが受け取っていただく。それから、部屋の鍵をしていただく。その後もう1回、このまま帰って今度は食べ物を持っていく。という形の運用になっております。

西森委員

それがこの手引の中には書かれているということですね。その鍵で安全に、全ての家庭で安全にということを書かれてるということですね。

それから、就学援助の給食費ですが、基本振り込みということで書いてもらうようになっているのですか。振り込み、引き落としか。

教育環境支援課長

基本的には学校での運用になっておりますけれども、ほとんどの学校で給与引き落とし、銀行振替です。銀行振替、公式のシステムを利用する場合はシステムの導入をしますという形で準備をさせていただきましたので、その口座振替というのが多いというふうに聞いております。

西森委員

分かりました。また、大分前に話した働き方改革の関連でも、多分先生方の負担軽減の非常に大きな部分だったのではないかという気がしますので、またその点もよろしくお願いいたします。

谷教育長職務代理人

他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷教育長職務代理人

はい、それでは、事務局は本日出された意見を基に、修正をお願いをいたします。

それでは次に、「平成30年9月市議会個人質問概要について」事務局の説明をお願いします。

教育政策課長補佐

お手元にお配りしておりますA4ホッチキス留めの資料、平成30年9月議会個人質問概要をご覧ください。9月5日から9月26日までの期間で行われました9月市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる個人質問の概要について簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員21人中11人の議員から全部で55問の質問がありました。多岐にわたってご質問ありましたが、主な内容について抜粋してご報告を申し上げます。多かったご質問といたしましては、「学校における地産地消、食育の推進」に関して12問、「小・中学校へのエアコンの設置」に関して8問のご質問がございました。そのほか、「教員の確保と働き方改革」、「特別支援教育」、「特別支援学級卒業生の高等部への進路保障」、「特別支援教育の在り方」、「学校や通学路のブロック塀等」に関するご質問などもございました。詳細につきましては、後ほど資料をごらんいただければと思います。

報告は以上でございます。

谷教育長職務代理人

今議会は私が代理として答弁をさせていただきましたが、それぞれの質問に対して教育委員会の皆さんと話し出した答弁が、こういったことをやりますとか、こういったことを進めていきますなど、そういうふうなことを言っておりますので、それぞれにそれがきちんと実施されるように、今後事務局の方も積極的に、どうぞよろしくお願いします。

他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷教育長職務代理人

それでは次に、「免震装置問題によるオーテピア開館時期延期に係る費用請求について」事務局の説明をお願いします。

図書館・科学館担当理事

はい。資料に基づいて要点だけ説明させていただきます。「免震装置問題によるオーテピア開館時期遅延に係る費用請求について」ということで、東洋ゴム工業の免震ゴムの偽装によって、端的にいうと工期が1年延びました。それに係る損害も3番に飛びますけれども、工事費であるとか設計であるとかという直接的な追加費用であるとかというのは、それぞれ建築JVとか、東洋ゴム工業でそれぞれが覚書を締結して順次支払われているという状況です。

4番にありますけれども、今回ご報告するのは高知県、高知市が直接的、間接的損害であったり費用的なものを東洋ゴムに請求をするものでございます。高知市、約1億円ということで、1億円を東洋ゴムと費用請求して、予定でいきますと10月に覚書を締結して年内にお支払をしていただく予定でございます。

以上でございます。

谷教育長職務代理人

はい。この件に関しまして、質疑等はありませんか。

委員一同

【は い】

特にご意見がないようですので、次に「オーテピア入館者数について」事務局の説明をお願いします。

図書館・科学館担当理事

資料に基づいて、オーテピアの来館者数等についてご報告をさせていただきます。マスコミ報道等もされましたけれども、大変多くの皆様方にオーテピアにご来館していただき、本当に感謝しております。数字の説明がございすけれども、オーテピア全体の来館の年間目標100万人でございすが、2カ月弱で来館者が20万人を突破しました。それから、高知みらい科学館に至っては年間目標9万人という設定をしておりましたが、2カ月弱で10万人を突破いたしました。声と点字の図書館は9月16日現在、約2万8,000人の来館者となっております。

それと、図書館の方の指標、目標としてオーテピア高知図書館サービス計画で定めた目標数値があります。目標数値は個人貸出点数が年間目標110万のところ9月18日現在、18万2千冊という数字となっております。

本当にたくさんの方においでいただけてますけれども、継続することがすごく大事であると思っていますので、様々な取組をして県民市民の皆様方にオーテピアに価値を見出していきたいというふうに思っております。今後とも精力的にやっていきたいと思ひます。

以上で報告終わりです。

谷教育長職務代理者

はい。この件に関しまして質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

西森委員

本当に、一市民として非常に誇らしくございす。本当にエレベーター乗る度に、「うわぁ綺麗」、「すごいね」、「できたばかりなんだってね」という、心から感動するような声が入ってくるんです。本当に誇らしいですね。県外から知人が来たら、絶対に脇を通って、こんなのあるんだよって見せたいと思っています。できれば中にも入ります。

谷教育長職務代理者

はい。本当にそう思ひます。

それでは、以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後5時20分

署 名

教育長職務代理者

5 番委員